

平成22年9月24日

## しんきん健康サポートプラン 「交通事故見舞金制度」変更のお知らせ

平素は、大阪信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫にて年金をお受取の方への優遇サービスとして、ながらくご利用いただいております「しんきん健康サポートプラン」の「交通事故見舞金制度」の内容を本年10月1日より下記のとおり変更させていただくこととなりました。

補償内容の見直しについてご配慮のうえ、今後とも大阪信用金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 保険法改正にともなう補償内容の変更

交通事故見舞金制度として交通事故傷害保険「死亡のみ補償」を付帯しておりましたが、平成22年1月の保険法改正にともなって、後遺障害を付帯要件として追加し、補償内容を「死亡・後遺障害のみ補償」に変更させていただきます。

#### 2. 傷害保険料率改定にともなう保険金額の変更

近年における保険金支払の増加にともなって、現行の保険料水準では傷害保険を安定的にご提供することが困難な状況になっており、傷害保険全般の保険料率が改定されたこととあわせて、保険金額を従来の10万円より7万円に変更させていただきます。


なお、後遺障害の場合は、7万円の範囲内でその程度に応じた割合の見舞金をお支払させていただきます。

#### 3. 変更日

平成22年10月1日(金)

#### 4. 具体的補償内容

	補償項目	保険金額
変更前	交通事故障害保険 死亡	10万円



変更後	交通事故障害保険 死亡・ <b>後遺障害</b>	<b>7万円</b>
-----	--------------------------	------------

以上